

○津山市建築物エネルギー消費性能適合性判定等実施要綱

平成29年4月1日

津山市告示第32号

改正 令和元年12月2日告示第174号

令和3年3月31日告示第324号

(趣旨)

第1条 この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の規定により、市長が行う建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合性判定」という。）及び届出等の審査等に関し、法及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）に定めのあるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において使用する用語は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、法、省令及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年／経済産業省／国土交通省／令第1号）において使用する用語の例による。

(軽微な変更の証明に関する事項)

第3条 省令第11条の規定による軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を受けようとする者は、軽微変更該当証明申請書（様式第1号）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請に添付する図書については、省令第2条第1項の規定を準用する。

3 市長は、第1項の規定による申請に対し軽微な変更に該当していることを証する書面を交付するときは、軽微変更該当証明書に当該申請書の副本及び添付図書を添えて、これを当該申請者に交付するものとする。

4 前項の軽微変更該当証明書の交付を受ける前に申請を取り下げようとする者は、軽微変更該当証明申請取下届出書（様式第2号）を市長に届け出なければならない。

(届出等に関する事項)

第4条 法第19条第1項（同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。）及び法附則第3条第2項（同条第5項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出並びに法第20条第2項及び法附則第3条第8項の規定による通知（以下「届出等」という。）に関し、省令第12条第1項（省令第14条第1項において準用する場合を含む。），省令第13条の2第3項及び省令第14条第3項に規定する市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) 省令第1条第1項の表の（い）項に掲げる設計内容説明書

(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）

第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の交付を受けた場合にあっては、当該認証書（当該届出等に係る計画が一戸建ての住宅に係るものであって、日本住宅性能表示基準別表1の5の5—1断熱等性能等級に係る評価が等級4であり、か

つ、同表の5の5—2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級4又は等級5であることを証するものに限る。)の写し

(3) その他市長が必要と認める図書

2 前項第1号に掲げる図書に明示すべき事項については、省令第1条第1項及び第2項の規定を準用する。(当該図書の設計者の氏名の記載に係る規定を除く。)

3 届出等に関し、省令第12条第4項(省令第14条第1項において準用する場合を含む。)及び省令第13条の2第6項に規定する市長が不要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) 第1項第1号及び第2号に掲げる図書の提出がある場合は、省令第13条の2第3項の表に掲げる図書以外の図書

(2) その他市長が不要と認める図書

(取下届出書の提出)

第5条 適合性判定の結果を記載した通知書の交付を受ける前に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は通知を取り下げようとする者は、建築物エネルギー消費性能確保計画取下届出書(様式第3号)を市長に届け出なければならない。

(完了検査申請書に添付する書類)

第6条 建築基準法第7条第1項若しくは第7条の2第1項の規定による検査の申請又は同法第18条第16項の規定による通知(以下「完了検査申請等」という。)をしようとする特定建築物の建築主は、完了検査申請等に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に省令第3条に該当する軽微な変更があった場合は、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第4条第1項第5号(同規則第4条の4の2及び第8条の2第13項において準用する場合を含む。)に規定する書類の一部として、次の各号に掲げる変更の場合に応じ、それぞれ当該各号に定める図書を建築主事(津山市建築基準法施行細則(平成7年津山市規則第16号)第1条の2に規定する建築主事をいう。次項において同じ。)に提出しなければならない。

(1) 建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更の場合 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書(様式第4号)、変更内容説明書A(様式第4号の2)及び当該変更内容を説明する図書

(2) 一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更の場合 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書(様式第4号)、変更内容説明書B(様式第4号の3)及び当該変更内容を説明する図書

(3) 建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更(建築物エネルギー消費性能確保計画の根本的な変更を除く。)の場合 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書(様式第4号)、軽微変更該当証明書又はその写し及び当該証明に要した図書の写し

2 完了検査申請等をしようとする特定建築物の建築主は、建築物エネルギー消費性能基準に係る工事監理の状況を記載した省エネ基準工事監理報告書(様式第5号又は様式第

6号)を建築主事に提出しなければならない。

(特定建築物に係る基準適合命令等)

第7条 法第14条第1項の規定による命令は、基準適合命令書により行うものとする。

2 法第14条第2項の規定による要請は、基準適合要請書により行うものとする。

(指示、命令等)

第8条 法第16条第1項、第19条第2項又は附則第3条第3項の規定による指示は、指示書により行うものとする。

2 法第16条第2項、第19条第3項又は附則第3条第4項の規定による命令は、改善命令書により行うものとする。

3 法第16条第3項、第20条第3項又は附則第3条第8項の規定による協議は、協議書により行うものとする。

(報告の徴収)

第9条 特定建築行為をしようとする建築主等は、法第17条第1項の規定により市長から報告を求められたときは、特定建築物の省エネ基準適合状況報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 届出等をした建築主等は、法第21条第1項の規定により市長から報告を求められたときは、建築物の省エネ基準適合状況報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(適合性判定手数料の免除)

第10条 市長が法第13条第2項及び第3項の規定による適合性判定を市長に求める場合は、津山市建築関係手数料条例（平成12年津山市条例第28号。以下「条例」という。）第9条の規定により、条例第6条第1号及び第2号に規定する手数料を徴収しない。

2 市長が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を市長に求める場合は、条例第9条の規定により、条例第6条第8号に規定する手数料を徴収しない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、適合性判定及び届出等の審査等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、公示の日から施行する。

付 則（令和元年12月2日告示第174号）

この告示は、公示の日から施行する。

付 則（令和3年3月31日告示第324号）

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の津山市建築物エネルギー消費性能適合性判定等実施要綱に定める様式により作成された用紙のあるときは、この告示の規定に

かかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号（第3条関係）

年　月　日

津山市長

殿

申請者　住所又は主たる
事務所の所在地
氏名又は名称
代表者の氏名
設計者の氏名

（第1面）

軽微変更該当証明申請書

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同規則第3条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定

適合判定通知書番号 第　　号

適合判定通知書交付年月日　　年　月　日

適合判定通知書交付者氏名

軽微な変更の概要

（本欄には、記入しないでください。）

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
	年　月　日	
	第　　号	
	手数料欄	

注意

- 1 第2面から第5面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第1の第2面から第5面までに記載すべき事項を記載した書類を添付してください。
- 2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第2号（第3条関係）

年　月　日

津山市長

殿

届出者　住所又は主たる
事務所の所在地
氏名又は名称
代表者の氏名

軽微変更該当証明申請取下届出書

次の証明の申請を取り下げたいので、津山市建築物エネルギー消費性能適合性判定等実施要綱第3条第4項の規定により届け出ます。

1 軽微変更該当証明申請の申請年月日

年　月　日

2 建築場所

(本欄には、記入しないでください。)

受付欄	決裁欄	備考欄

注意　届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第3号（第5条関係）

年　月　日

津山市長

殿

届出者　住所又は主たる
事務所の所在地
氏名又は名称
代表者の氏名

建築物エネルギー消費性能確保計画取下届出書

次の計画書を取り下げたいので、津山市建築物エネルギー消費性能適合性判定等実施要綱第5条の規定により届け出ます。

1 建築物エネルギー消費性能確保計画の計画書提出年月日

年　月　日

2 建築場所

(本欄には、記入しないでください。)

受付欄	決裁欄	備考欄

注意　届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第4号（第6条関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書

年　月　日

津山市建築主事 殿

申請者の氏名

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能に関する法律施行規則第3条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1)建築物等の名称	
(2)建築物等の所在地	
(3)省エネ適合判定年月日・番号	
(4)変更の内容	
<input type="checkbox"/> A 建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更	
<input type="checkbox"/> B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更	
<input type="checkbox"/> C 再計算によって基準適合が明らかな変更（計画の根本的な変更を除く）	
(5)備考	
(注意)	
1 この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。	受付欄
2 (4)変更の内容について、Aにチェックした場合は変更内容説明書Aに、Bにチェックした場合は変更内容説明書Bに必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。 Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。	

様式第4号の2（第6条関係）

変更内容説明書A

[A 省エネ性能が向上する変更]

- ・変更内容は、□チェックに該当する事項となる。

- ① 建築物の高さ又は外周長の減少
□② 外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少
□③ 空調負荷の軽減となる外皮性能の変更
□④ 設備機器の効率向上・損失低下となる変更
□⑤ 設備機器の制御方法の効率向上・損失低下となる変更
□⑥ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設
□ その他（ ）

- ・上記□チェックについて具体的な変更の記載欄

- ・添付図書等

（注意）変更内容は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

様式第4号の3（第6条関係）

変更内容説明書B

[B 一定範囲内で省エネ性能が低下する変更]

・変更前のB E I = () \leq 0.9	
・変更となる設備の概要	
<input type="checkbox"/> 空気調和設備	変更内容記入欄
<input type="checkbox"/> 機械換気設備	変更内容記入欄
<input type="checkbox"/> 照明設備	変更内容記入欄
<input type="checkbox"/> 給湯設備	変更内容記入欄
<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備	変更内容記入欄
・添付図書等	
(注意) 変更となる設備は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に摘要を、変更内容説明書B 別紙に必要事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。	

(変更内容説明書B 別紙)

[空気調和設備関係]

次に掲げる(1), (2)のいずれかに該当し, これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。		
(1) 外壁の平均熱貫流率について 5 %を超えない増加かつ窓の平均熱貫流率について 5 %を超えない増加		
外壁の平均熱貫流率について 5 %を超えない増加		
変更内容	<input type="checkbox"/> 断熱材種類	<input type="checkbox"/> 断熱材厚み
変更する方位	<input type="checkbox"/> 全方位	<input type="checkbox"/> 一部方位のみ (方位)
変更前・変更後の平均熱貫流率		
変更前 ()	変更後 ()	増加率 () %
窓の平均熱貫流率について 5 %を超えない増加		
変更内容	<input type="checkbox"/> ガラス種類	<input type="checkbox"/> プラインドの有無
変更する方位	<input type="checkbox"/> 全方位	<input type="checkbox"/> 一部方位のみ (方位)
変更前・変更後の平均熱貫流率		
変更前 ()	変更後 ()	増加率 () %
(2) 热源機器の平均効率について 10 %を超えない低下		
平均熱源効率 (冷房平均COP)		
変更内容	<input type="checkbox"/> 機器の仕様変更	<input type="checkbox"/> 台数の増減
変更前・変更後の平均熱源効率		
変更前 ()	変更後 ()	減少率 () %
平均熱源効率 (暖房平均COP)		
変更内容	<input type="checkbox"/> 機器の仕様変更	<input type="checkbox"/> 台数の増減
変更前・変更後の平均熱源効率		
変更前 ()	変更後 ()	減少率 () %

(変更内容説明書B 別紙)

[機械換気設備関係]

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる(1), (2)のいずれかに該当し、 これ以外については、「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。		
(1) 送風機の電動機出力について 10 %を超えない増加		
室用途 ()		
変更内容	<input type="checkbox"/> 機器の仕様変更	<input type="checkbox"/> 台数の増減
変更前・変更後の送風機の電動機出力		
変更前 ()	変更後 ()	増加率 () %
室用途 ()		
変更内容	<input type="checkbox"/> 機器の仕様変更	<input type="checkbox"/> 台数の増減
変更前・変更後の送風機の電動機出力		
変更前 ()	変更後 ()	増加率 () %
(2) 計算対象床面積について 5 %を超えない増加 (室用途が「駐車場」「厨房」で ある場合のみ)		
室用途 (駐車場)		
変更前・変更後の床面積		
変更前 ()	変更後 ()	増加率 () %
室用途 (厨房)		
変更前・変更後の床面積		
変更前 ()	変更後 ()	増加率 () %

(変更内容説明書B 別紙)

[照明設備関係]

評価の対象となる室の用途毎につき、次に掲げる(1)に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。		
(1) 単位面積あたりの照明器具の消費電力について10%を超えない増加		
室用途 ()		
変更内容	<input type="checkbox"/> 機器の仕様変更	<input type="checkbox"/> 台数の増減
変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力		
変更前 ()	変更後 ()	増加率 () %
室用途 ()		
変更内容	<input type="checkbox"/> 機器の仕様変更	<input type="checkbox"/> 台数の増減
変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力		
変更前 ()	変更後 ()	増加率 () %
室用途 ()		
変更内容	<input type="checkbox"/> 機器の仕様変更	<input type="checkbox"/> 台数の増減
変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力		
変更前 ()	変更後 ()	増加率 () %

(変更内容説明書B 別紙)

[給湯設備関係]

評価の対象となる室の用途毎につき、次に掲げる(1)に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。		
(1) 給湯機器の平均効率について10%を超えない低下		
湯の使用用途（　　）		
変更内容	<input type="checkbox"/> 機器の仕様変更	<input type="checkbox"/> 台数の増減
変更前・変更後の平均効率 変更前（　　） 変更後（　　） 減少率（　　）%		
湯の使用用途（　　）		
変更内容	<input type="checkbox"/> 機器の仕様変更	<input type="checkbox"/> 台数の増減
変更前・変更後の平均効率 変更前（　　） 変更後（　　） 減少率（　　）%		
湯の使用用途（　　）		
変更内容	<input type="checkbox"/> 機器の仕様変更	<input type="checkbox"/> 台数の増減
変更前・変更後の平均効率 変更前（　　） 変更後（　　） 減少率（　　）%		

(変更内容説明書B 別紙)

[太陽光発電設備関係]

次に掲げる(1), (2)のいずれかに該当し, これ以外については「変更なし」か 「性能が向上する変更」である変更。	
(1) 太陽電池アレイのシステム容量について 2 %を超えない減少	
変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量	
変更前システム容量の合計値 ()	
変更後システム容量の合計値 ()	
変更前・変更後のシステム容量減少率 () %	
(2) パネル方位角について 30 度を超えない変更かつ傾斜角について 10 度を超 えない変更	
パネル番号 ()	
パネル方位角	<input type="checkbox"/> 30 度を超えない変更 () 度変更
パネル傾斜角	<input type="checkbox"/> 10 度を超えない変更 () 度変更
パネル番号 ()	
パネル方位角	<input type="checkbox"/> 30 度を超えない変更 () 度変更
パネル傾斜角	<input type="checkbox"/> 10 度を超えない変更 () 度変更

モデル建物法

様式第5号（第6条関係）

省エネ基準工事監理報告書

年　月　日

津山市建築主事 殿

工事の監理状況を報告します。

この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

工事監理者

物件概要

建築主	適合判定通知書番号
工事名称	
敷地の地名地番	

報告内容（以下の項目について申請図書のとおり施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合を行った 設計図書	確認方法	確認結果
1. 外皮	①断熱材の仕様、設置状況		A・B・C ・	適・不適
	②窓の仕様、設置状況（ブラインドボックス、庇の設置状況を含む）		A・B・C ・	適・不適
2. 空気調和設備	①熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・	適・不適
	②全熱交換機の仕様、設置状況		A・B・C ・	適・不適
	③全熱交換機のバイパス制御の設置状況		A・B・C ・	適・不適
	④予熱時外気取入れ停止制御の設置状況		A・B・C ・	適・不適
	⑤2次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C ・	適・不適
	⑥空調機ファンの変風量制御の設置状況		A・B・C ・	適・不適
3. 換気設備	①換気設備の仕様、設置状況		A・B・C ・	適・不適
	②送風量制御の設置状況		A・B・C ・	適・不適
4. 照明設備	①照明器具の消費電力、台数及び取付状況		A・B・C ・	適・不適
	②各種制御の設置状況 【在室検知制御・タイマスケジュール制御・初期照度補正制御・明るさ検知制御】		A・B・C ・	適・不適
5. 給湯設備	①熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・	適・不適
	②給湯配管の保温の仕様、設置状況		A・B・C ・	適・不適
	③節湯器具の仕様、設置状況		A・B・C ・	適・不適
6. 昇降機設備	昇降機の仕様、設置状況		A・B・C ・	適・不適
7. 太陽光発電設備	太陽光発電の仕様、設置状況		A・B・C ・	適・不適

[注意]

- 本様式は、「モデル建物法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
- 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
- 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。

A:目視による立会確認 B:計測等による立会確認 C:施工計画書等・試験成績書等による確認

様式第6号（第6条関係）

標準入力法

省エネ基準工事監理報告書

年 月 日

津山市建築主事 殿

工事の監理状況を報告します。

この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

工事監理者

物件概要

建築主	適合判定通知書番号
工事名称	
敷地の地名地番	

報告内容（以下の項目について申請図書のとおり施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合を行った 設計図書	確認方法	確認結果
1. 外皮	①外壁等を構成している建材の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
	②窓の仕様、設置状況（ブラインドボックス、庇の設置状況を含む）		A・B・C	適・不適
2. 空気調和設備	①熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
	②冷暖同時供給の有無		A・B・C	適・不適
	③熱源機器に係る台数制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	④蓄熱システムの仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
	⑤2次ポンプの仕様（流量制御方式を含む）、設置状況		A・B・C	適・不適
	⑥2次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	⑦2次ポンプに係る台数制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	⑧空調機の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
	⑨空調機ファンの変風量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	⑩予熱時外気取入れ停止制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	⑪外気冷房制御の有無		A・B・C	適・不適
	⑫全熱交換機の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
	⑬全熱交換機のバイパス制御の設置状況		A・B・C	適・不適
3. 換気設備	①換気設備（換気代替空調機を含む）の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
	②換気設備に係る各種制御（換気代替空調機を含む）の設置状況		A・B・C	適・不適
4. 照明設備	①照明器具の消費電力、台数及び取付状況		A・B・C	適・不適
	②各種制御の設置状況 【在室検知制御・タイマスケジュール制御・初期照度補正制御・明るさ検知制御】		A・B・C	適・不適
5. 給湯設備	①熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
	②給湯配管の保温の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
	③節湯器具の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
	④太陽熱利用設備の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
6. 昇降機設備	昇降機の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
7. 太陽光発電設備	①太陽光発電の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
	②パワーコンディショナの仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
8. コージェネレーションシステム	コージェネレーションシステムの仕様、設置状況		A・B・C	適・不適

[注意]

- 本様式は、「標準入力法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
- 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
- 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。

A:目視による立会確認 B:計測等による立会確認 C:施工計画書等・試験成績書等による確認

様式第7号（第9条関係）

年　月　日

津山市長

殿

報告者　住所又は主たる
事務所の所在地
氏名又は名称
代表者の氏名

特定建築物の省エネ基準適合状況報告書

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第17条第1項の規定により報告の求めのあった、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について、津山市建築物エネルギー消費性能適合性判定等実施要綱第9条第1項の規定により、次とおり報告します。

1 適合判定通知書番号

第　　号

2 適合判定通知書交付年月日

年　月　日

3 建築場所

4 建築主の氏名

5 特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する内容

注意　報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第8号（第9条関係）

年　月　日

津山市長

殿

報告者　住所又は主たる
事務所の所在地
氏名又は名称
代表者の氏名

建築物の省エネ基準適合状況報告書

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第21条第1項の規定により報告の求めのあった、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について、津山市建築物エネルギー消費性能適合性判定等実施要綱第9条第2項の規定により、次のとおり報告します。

1　届出書の受付番号

第　　号

2　届出書の受付年月日

年　月　日

3　建築場所

4　建築主の氏名

5　建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する内容

注意　報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。